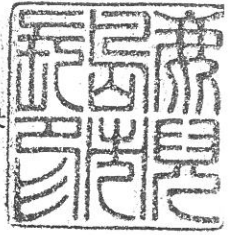


告示第1306号

令和7年10月29日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央



加治屋町1番街区第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域について（公告）

下田代 和久 外6名から都市再開発法（昭和44年法律第38号）第15条第1項の規定に基づく公告の申請があったので、同条第2項において準用する同法第7条の3第2項の規定により、市街地再開発事業の施行地区となるべき区域を次のとおり公告し、施行区域を表示する図面を縦覧に供します。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、鹿児島市長に対し、令和7年11月28日（金）までに借地権の種類及び内容を申告してください。

記

1 設立予定の組合名称

加治屋町1番街区市街地再開発組合

2 施行地区となるべき区域の名称

鹿児島市加治屋町1番1から1番27まで、1番29から1番43まで、1番45、1番49から1番51まで及び1番54から1番56まで

3 施行区域を表示する図面の縦覧及び借地権申告書の受付場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市建設局都市計画部市街地まちづくり推進課（東別館7階）

4 施行区域を表示する図面の縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和7年10月29日（水）から同年11月12日（水）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

